

提案説明に先立ちまして、まず、フランス・パリで発生いたしました同時多発テロにつきまして、一言申し上げます。

去る 13 日、武装グループが、フランスのパリ中心部のコンサートホールで銃を乱射した後、爆発物を爆発させたほか、複数の飲食店で銃を乱射、さらには郊外のサッカースタジアムにおいても相次いで爆発物を爆発させ、多数の死傷者が出ました。

このような卑劣な行為は、断じて許すことができないものであり、私たちは強い怒りを覚えるとともに、この一連の事件により犠牲となられました方々やそのご遺族に対しまして、県民の皆様とともに、深く哀悼の意を表するものであります。

さて、私は、去る 24 日、25 日の 2 日間、上京してまいりました。

この間、国の各省庁に赴きまして、本県の実情や課題などを踏まえ、「琵琶湖の保全および再生について」をはじめとする 26 の項目について、施策や予算に関する提案、要望を行ってきたところでございます。

とりわけ、「琵琶湖の保全および再生について」は、国土交通省や環境省をはじめとする関係省庁はもとより、それ以外の省庁に対しましても今回説明する機会をいただき、国全体での取組が進められるよう、働きかけてまいったところでございます。

これから年末に向け、国においては新年度予算がとりまとめられる重要な時期を迎えることとなります。

本日午後も、政府主催の総理、閣僚の皆様と知事会との懇談会に出席し、発言をさせて頂く機会を頂いておりますが、琵琶湖の保全、再生をはじめとする各種施策を推進するための財源確保などに向けて、引き続き

きしっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また 25 日には、滋賀県で企業活動を展開していただくきっかけとするため、企業や外国大使館などの関係者をお招きし、「びわこ立地フォーラム in TOKYO」を開催させていただきました。

今回のフォーラムにおきましては、滋賀の魅力等について、私から説明させていただくとともに、1979 年より 40 年近く甲賀市にて製薬工場をご創業いただいておりますバイエル薬品株式会社のカーステン・ブルン社長と 6,500 名が従業されている草津工場をはじめ、400 名の八日市工場、1,200 名の彦根工場など滋賀を中心拠点に家電生産を世界展開されているパナソニック株式会社アプライアンス社の本間哲朗社長にも、滋賀で生産すること、滋賀発でグローバル展開することの優位性や可能性について、ご講演いただき、盛況のうちに、終わることができました。

今後とも、本社機能の移転や外資系企業の立地などに向け、私自身が先頭に立ち、積極的に誘致活動を展開してまいります。

それでは、11 月定例会議の開会にあたりまして、提出いたしました諸案件の概要をご説明申し上げますとともに、当面する諸課題につきまして所信を述べさせていただきます。

まず、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」について、申し上げます。

総合戦略の策定にあたりましては、滋賀の持てる力を結集すべく、議員の皆様、市町の皆様をはじめ、産官学金労言、子育て、教育、医療、農林水産関係など、様々な分野の方々と意見交換を重ねてまいりました。

去る 10 月 20 日に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」において決定し、策定したところでございます。

この総合戦略は、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」を基本理念とする「滋賀県基本構想」の重点政策を推進するためのエンジンとして位置づけ、人口目標と今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示させていただいております。

併せて、目指すべき将来像を実現するための戦略として、一つには「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」、二つには「人口減少の影響を防止・軽減する」、三つには「自然と人、人と人とのつながり、生活のゆとりを取り戻す」という基本的方向のもと、19 のプロジェクトを展開することといたしております。

特に、3 つの基本的方向のうち、「人口減少を食い止め、人口構造を安定させる」に位置付けておりますプロジェクトにつきましては、人口減少が進行する地域に直接的な効果が期待できますことから、重点的かつ優先的に取り組んでまいることとしております。

既に総合戦略を先取りして、虹色エモーションなどの観光振興をはじめとする各種取組を進めているところであります。

さらに、先の 9 月定例会議で議決いただきました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用した事業につきましても、お陰様で、3 億 4,700 万円余を交付されることになりましたことから、しっかりと事業効果を発現することができるよう早急に実施してまいりたいと考えております。

今後、総合戦略の取組を着実に進める上で、国や市町とのより一層の連携はもとより、県民の皆様をはじめ、多様な主体との協働が必要とな

ってまいります。このため、関係各所に総合戦略に関する資料を送付し、ご協力をお願いしているところでございます。

県民総ぐるみで、今回策定いたしました総合戦略を着実に推進し、「訪れるなら滋賀」、「住むなら滋賀」、「働くなら滋賀」、「子育てするなら滋賀」、「幸せな最期を迎えるなら滋賀」と思っていただけのような豊かな滋賀づくりに向けて、全力で取り組んでまいります。

次に「環太平洋パートナーシップ協定」について、申し上げます。

「環太平洋パートナーシップ協定」いわゆる T P P 協定につきましては、平成 25 年 3 月に、正式に T P P 協定交渉参加を表明されて以降、交渉国と水面下の交渉を進められ、10 月 5 日、米国アトランタにおける閣僚会合において、T P P 協定交渉が大筋合意されたところでございます。

これを受けて、一昨日の 11 月 25 日には、T P P の効果を経済再生、地方創生に直結させるために必要な政策と、T P P の影響に関する国民の不安を払拭する政策の目標を明らかにする「総合的な T P P 関連政策大綱」が示されたところでございます。

T P P の効果につきましては、県内総生産に占める第 2 次産業の割合が高い本県の経済にとって一定のメリットがあると認識しており、大綱では、特に中堅、中小企業等の新市場の開拓のための総合的支援体制の抜本的強化が位置づけられていることから、本県といたしましても、T P P の枠組みを活用し、県内中小企業の海外進出を一層、支援してまいります。

一方、農林水産分野につきましては、本県の農業・畜産業に対する影響を懸念しているところでございます。

大綱では、「攻めの農林水産業への転換」と「経営安定・安定供給のための備え」を柱に施策展開の方向が示され、米や麦、牛肉など本県の重要な品目について一定の対応策が盛り込まれたところであります。

こうした大綱の内容も踏まえながら、本県における対応策を検討し、農林漁業者が安心して経営に取り組める、力強い農林水産業の構築に努めてまいります。

本県におきましては、庁内に「T P Pにかかる連絡調整会議」を設置し、情報共有や影響の分析に取り組んできたところですが、11月20日には、副知事を本部長とする「滋賀県T P P対策本部」を設置し、全庁を挙げて対応していくこととしたところでございます。

また、24日には「農林水産分野」における国内対策について、農林水産大臣への緊急要望を行いますとともに、25日には、内閣官房および農林水産省の幹部と私をはじめとする県幹部との意見交換を行ったところでございます。

国から大綱が示されたところではありますが、T P Pに係る情報は未だ十分共有・理解されているとは言えないことから、さらなる収集に努め、共有しながら、事業者や県民の皆様の不安や懸念を払拭するとともに、産業等の飛躍のチャンスとしてこの機会を逸することのないよう、今後、T P P対策本部で必要な対策を検討し、国や市町、関係団体とも連携しながら、県としてしっかりと対応できるよう取り組んでまいります。

次に、平成28年度当初予算の編成について、申し上げます。

今年もいよいよ来年度の予算編成の時期となってまいりました。

人口減少・超高齢社会の到来や異常気象による水害・土砂災害の発生、エネルギー政策への不安の高まり、さらにはTPP交渉の大筋合意など、本県を取り巻く内外の情勢は大きく変化しており、まさに時代の大きな転換期を迎えております。

こうした中、平成28年度は、本年3月に策定した基本構想、また今ほど説明いたしました「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」に基づきまして、施策を着実に展開し、目標達成に向けた土台を確かなものとするための重要な年度となります。

こうしたことを踏まえまして、平成28年度当初予算編成におきましては、基本構想において基本理念として掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向けて、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとして位置づけ、「新しい豊かさ」の創造・追求・具現化を図るべく、様々な課題に対して、果敢に挑戦してまいりたいと考えております。

同時に、課題解決に向けた各種施策を持続的に展開していくためには、安定的で持続可能な財政基盤を確立することが重要となりますことから、引き続き財政健全化の取組を進めていかなければならないと考えております。

本県の財政状況を展望いたしますと、今後、社会保障関係費などの増加が見込まれることに加えまして、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた施設整備、公共施設等の老朽化対策への対応などによる多額の財政需要も見込まれており、決して楽観できる状況にはないものと認識いたしております。

このため、「滋賀県行政経営方針」に掲げる「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」や「選択と集中による投資的経費の重点化」などの取組

により財政の健全化を進め、限りある財源を最大限有効に活用できるよう努めてまいります。

また、施策の構築・展開にあたりましては、国や市町との連携を強化しながら、部局間連携により県庁力を最大限発揮、発言していくことに加え、複雑化・高度化する行政ニーズにきめ細かく対応するためにも、NPOや企業、団体など、大学など、多様な主体との協働といった視点も重視してまいりたいと考えております。

次に、10月29日から11月3日にかけて行いましたマレーシアおよびタイへの訪問について、ご報告申し上げます。

本県では、基本構想におきまして、重点政策の一つとして、「豊かに実る美しい地域づくりと滋賀・びわ湖ブランドの発信」を掲げ、県産品の魅力について積極的に情報発信を行うとともに、豊かな自然や歴史・文化の魅力を活かしたツーリズムの展開により国内外からの観光客の誘致に取り組んでまいりました。

このような中で、今回訪問いたしましたマレーシアとタイは、本県を訪れる旅行者が近年急増しておりますことから、本県の認知度が高まりつつあるこの機会を捉えて、更なる観光誘客の促進と県産食材・加工品の販路拡大を目的として、県内の関係事業者の皆様とともに、プロモーションを実施したものでございます。

今回の訪問では、両国の大手旅行会社や主要バイヤーを訪問致しまして、四季折々の魅力を感じていただける観光地や体験観光、環境にこだわった高品質な県産食材等を積極的にセールスしてまいりました。

また、参加いただいた事業者の皆様におかれても、観光と食の分野に分かれて、商談会を開催し、現地の旅行会社やバイヤー等へ熱心に、売

り込みを行っていただきました。

マレーシア・タイ両国ともに、今後も更なる観光客が見込める有望な市場であり、また、日本食への関心が高く、今後ますます重要な市場になるものと感じたところでございます。

今回の訪問が、更なる観光客の誘致や県産食材等の販路拡大に繋がるよう、今後もしっかり取組を進めてまいり所存であります。

それでは、本日提出をいたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第 149 号は、一般会計の補正予算でございます。

地域医療介護総合確保基金の積立に要する経費を計上しようとするもので、1億5,741万5千円の増額補正を行おうとするとともに、指定管理者と協定を締結するために必要となります債務負担行為および琵琶湖大橋有料道路事業の変更に伴う債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 150 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

議第 151 号は、地方税法の一部改正により猶予制度の見直しが行われたことに伴い、条例で定めることとされた事項について必要な規定の

整備を行おうとするものでございます。

議第 152 号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による採石法および砂利採取法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 153 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 154 号は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、婦人保護施設の施設長の資格要件のうち年齢要件が廃止されたことに伴い、当該要件を廃止しようとするものでございます。

議第 155 号は、構造改革特別区域内の全ての公立の幼保連携型認定こども園について、満 3 歳に満たない園児の食事について外部からの搬入を認める措置を講ずることができることとされたことに伴い、同様の措置を講じようとするものでございます。

議第 156 号は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う職業能力開発促進法の一部改正により、関係条例について、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 157 号は、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う水防法の一部改正により、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 158 号は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、建築基準法で定められていた建築審査会の委員の任期が条例に委任されることから、必要な事項を定めようとするものでございます。

議第 159 号は、県営住宅の設置場所について、用途廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

議第 160 号は、屋外広告物法の規定に基づき、広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務を景観行政団体である米原市において処理することとしようとするものでございます。

議第 161 号は、水道用水供給事業の基本料金および使用料金について、統一して料金を改定しようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第 162 号および 163 号は、契約の締結について、
議第 164 号から 180 号までは、指定管理者の指定について、

議第 181 号は、淀川水系における水資源開発基本計画の一部変更について意見を述べることについて、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第 182 号は、滋賀県道路公社が行う有料道路事業の変更に同意することについて、議決を求めようとするものでございまして、

琵琶湖大橋有料道路事業について、琵琶湖大橋を挟む直近区間の 4 車線化や琵琶湖大橋の耐震対策事業、また利用者の利用環境改善のための ETC 設置事業を追加するとともに、通行料金を引き下げる改定を行おう

とするものでございます。

議第 183 号は、平成 28 年度において発売する宝くじの発売総額について、議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。